

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税2) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税1)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)(国税2) (個人住民税:外(自動連動))(地方税1)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 農業経営基盤強化準備金 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用の建物・機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。 2. 農用地等を取得した場合の課税の特例 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。 《要望の内容》 ・適用期限を令和9年4月1日～令和11年3月31日までの2年間延長する。 ・水田政策の見直しに伴う所要の措置 等 《関係条項》 【法人】 ・租税特別措置法 第61条の2、第61条の3 【個人】 ・租税特別措置法 第24条の2、第24条の3
5	担当部局		農林水産省 経営局 経営政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和8年6月～8月 分析対象期間:令和5年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯		平成19年度 創設 平成21年度 2年延長・拡充 - i 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加(法人税) - ii 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設(所得税)

			平成 22 年度 拡充・縮減 - i 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 - ii 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外 平成 23 年度 2 年延長・対象交付金の見直し 平成 25 年度 2 年延長・対象交付金の名称変更 平成 26 年度 対象交付金の見直し 平成 27 年度 2 年延長・拡充・縮減 - i 対象者に認定新規就農者（個人）を追加 - ii 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加 - iii 環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外 - iv 特定農業法人（農業生産法人以外）を対象から除外 平成 29 年度 1 年延長 平成 30 年度 2 年延長・縮減 - i 米の直接支払交付金を対象交付金から除外 - ii 特定農業法人（農地所有適格法人）を対象から除外 令和 2 年度 1 年延長 令和 3 年度 2 年延長・縮減 人・農地プランの中心経営体であることを対象要件に追加 令和 4 年度 対象者要件の見直し 農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、人・農地プランの法定化に伴う所要の規定の整備 令和 5 年度 2 年延長・縮減 特定農業用機械等のうち取得価額が 30 万円未満の資産を除外 令和 7 年度 2 年延長・縮減 対象となる農用地を地域計画の区域内に限定（令和 8 年度から適用） 証明書の写しを確定申告書に添付できるよう見直し
8	適用又は延長期間		令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体の育成・確保を図ることで、担い手への農地集積・集約化を加速させる。 《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月閣議決定） 第 4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 I 我が国の食料供給 1. 国内の食料供給 （1）水田政策の見直し 2. 食料自給力の確保

			(2) サステイナブルな農業構造への転換に向けた具体的 取組												
		② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、 農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、 水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国 民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I－1 我が国の食料供給 《政策分野》 ① 国内の食料供給 ② 食料自給力の確保												
		③ 租税特別措 置等により 達成しようと する目標	農地中間管理機構による利用権設定を図るとともに、本措置の 活用により、担い手である認定農業者等が農用地や農業用機械等 の固定資産を計画的に取得することを促し、認定農業者等の規模 拡大を実現させ、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体を育 成・確保することで、担い手への農地集積・集約化を加速させ る。 具体的には、本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計 画等に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得し た実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それ ぞれ各年度 80%以上となることを引き続き目指す。 また、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総 合的な利用に関する目標等を定める地域計画の取組に基づき、令 和 7 年 4 月 11 日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に おいて目標とされた担い手の農地集積率を 2030 年度に 7 割とす ることを目指す。												
		④ 政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 実現による 寄与	本措置の活用によって、担い手である認定農業者等が、経営所 得安定対策等の交付金を積み立て損金算入することで、課税所得 を減少させ投資意欲の向上を図る。これにより、農業経営改善計 画等に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定 資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画等の目指 す経営規模の拡大を実現することで、担い手への農地集積・集約 化に資する。												
10	有効性 等	① 適用数	単位：法人 <table><tr><th>年度</th><th>農業経営基盤強化準備金</th><th>農用地等を取得した場合 の課税の特例</th></tr><tr><td>令和 5（実績）</td><td>3,001</td><td>2,193</td></tr><tr><td>6（実績）</td><td>3,940</td><td>2,423</td></tr><tr><td>7（見込）</td><td>4,167</td><td>2,487</td></tr></table>	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合 の課税の特例	令和 5（実績）	3,001	2,193	6（実績）	3,940	2,423	7（見込）	4,167	2,487
年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合 の課税の特例													
令和 5（実績）	3,001	2,193													
6（実績）	3,940	2,423													
7（見込）	4,167	2,487													

			<table><tr><td>8（見込）</td><td>4,407</td><td>2,552</td></tr><tr><td>9（見込）</td><td>4,407</td><td>2,552</td></tr><tr><td>10（見込）</td><td>4,407</td><td>2,552</td></tr></table>	8（見込）	4,407	2,552	9（見込）	4,407	2,552	10（見込）	4,407	2,552												
8（見込）	4,407	2,552																						
9（見込）	4,407	2,552																						
10（見込）	4,407	2,552																						
			【算定根拠】 ※ 令和5年度及び令和6年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会、第221回国会提出）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用数。 ※ 令和7年度及び令和8年度の適用見込数は、前年度適用数に、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出、第221回国会提出）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」に記載の令和元年度及び令和6年度の適用数を用いて算出した年間伸び率を乗じて算出。令和9年度及び令和10年度は令和8年度と同値とした。 適用見込数＝前年度適用数×（100%＋（年間伸び率）） 見込みの算定根拠の詳細は別添1参照。																					
	② 適用額	単位：億円 <table><tr><th>年度</th><th>農業経営基盤強化準備金</th><th>農用地等を取得した場合の課税の特例</th></tr><tr><td>令和5（実績）</td><td>247</td><td>186</td></tr><tr><td>6（実績）</td><td>386</td><td>223</td></tr><tr><td>7（見込）</td><td>364</td><td>210</td></tr><tr><td>8（見込）</td><td>332</td><td>192</td></tr><tr><td>9（見込）</td><td>332</td><td>192</td></tr><tr><td>10（見込）</td><td>332</td><td>192</td></tr></table> 【算定根拠】 ※ 令和5年度及び令和6年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会、第221回国会提出）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用額。 ※ 令和7年度及び令和8年度の適用見込額は、前年度適用額に交付金増減率を乗じて算出。令和9年度及び令和10年度は令和8年度と同額とした。 適用見込額＝前年度適用額×（100%＋（交付金増減率）） 見込みの算定根拠の詳細は別添1参照。		年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例	令和5（実績）	247	186	6（実績）	386	223	7（見込）	364	210	8（見込）	332	192	9（見込）	332	192	10（見込）	332	192
年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例																						
令和5（実績）	247	186																						
6（実績）	386	223																						
7（見込）	364	210																						
8（見込）	332	192																						
9（見込）	332	192																						
10（見込）	332	192																						

③	減収額	【国税及び地方税における減収額】 [農業経営基盤強化準備金]																												
		単位：億円																												
		<table><tr><td></td><td>令和 5年度 (実績)</td><td>令和 6年度 (実績)</td><td>令和 7年度 (見込)</td><td>令和 8年度 (見込)</td><td>令和 9年度 (見込)</td><td>令和 10年度 (見込)</td></tr><tr><td>法人税</td><td>37.1</td><td>57.9</td><td>54.6</td><td>49.8</td><td>49.8</td><td>49.8</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>4.0</td><td>6.3</td><td>5.9</td><td>5.4</td><td>5.4</td><td>5.4</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>22.2</td><td>34.4</td><td>32.4</td><td>29.6</td><td>29.6</td><td>29.6</td></tr></table>		令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)	令和 9年度 (見込)	令和 10年度 (見込)	法人税	37.1	57.9	54.6	49.8	49.8	49.8	法人住民税	4.0	6.3	5.9	5.4	5.4	5.4	法人事業税	22.2	34.4	32.4	29.6	29.6	29.6
			令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)	令和 9年度 (見込)	令和 10年度 (見込)																						
法人税	37.1	57.9	54.6	49.8	49.8	49.8																								
法人住民税	4.0	6.3	5.9	5.4	5.4	5.4																								
法人事業税	22.2	34.4	32.4	29.6	29.6	29.6																								
[農用地等を取得した場合の課税の特例]																														
④	効果	単位：億円																												
		<table><tr><td></td><td>令和 5年度 (実績)</td><td>令和 6年度 (実績)</td><td>令和 7年度 (見込)</td><td>令和 8年度 (見込)</td><td>令和 9年度 (見込)</td><td>令和 10年度 (見込)</td></tr><tr><td>法人税</td><td>27.9</td><td>33.5</td><td>31.5</td><td>28.8</td><td>28.8</td><td>28.8</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>3.0</td><td>3.6</td><td>3.4</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.1</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>16.8</td><td>19.8</td><td>18.7</td><td>17.1</td><td>17.1</td><td>17.1</td></tr></table>		令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)	令和 9年度 (見込)	令和 10年度 (見込)	法人税	27.9	33.5	31.5	28.8	28.8	28.8	法人住民税	3.0	3.6	3.4	3.1	3.1	3.1	法人事業税	16.8	19.8	18.7	17.1	17.1	17.1
			令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)	令和 9年度 (見込)	令和 10年度 (見込)																						
		法人税	27.9	33.5	31.5	28.8	28.8	28.8																						
法人住民税	3.0	3.6	3.4	3.1	3.1	3.1																								
法人事業税	16.8	19.8	18.7	17.1	17.1	17.1																								
【算定根拠】																														
※ 令和5年度及び令和6年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第217回国会、第221回国会提出）による。																														
※ 令和7年度及び令和8年度の減収見込額は、前年度減収額に交付金増減率を乗じて算出。令和9年度及び令和10年度は令和8年度と同額とした。見込みの算定根拠の詳細は別添1参照。																														

を進めてきたが、農地の集積・集約化の気運があった平場での取組が一巡し、近年伸びが鈍化。今後は、地域計画の取組に基づき、令和7年4月11日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において目標とされた担い手の農地集積率を2030年度に7割とすることを目指し、引き続き本制度を含む関連施策を総合的に講じることにより、地域の農地の受け手である認定農業者等の担い手の規模拡大等を促す必要がある。

(1) 固定資産の取得計画（農業経営改善計画等）と取得実績の推移

本措置は平成19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも、令和8年度以降も目標を達成していくものと見込まれる。

		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
					(推計)	(推計)	(推計)
農用地	取得計画	2,272ha	2,801ha	2,383ha	2,173ha	2,173ha	2,173ha
	取得実績	2,229ha	2,823ha	2,390ha	2,179ha	2,179ha	2,179ha
	(達成率)	98%	101%	100%	100%	100%	100%
農業 用機 械等	取得計画	4,947台	5,218台	6,762台	6,165台	6,165台	6,165台
	取得実績	4,913台	5,173台	6,772台	6,174台	6,174台	6,174台
	(達成率)	99%	99%	100%	100%	100%	100%

※ 令和7年度までの実績値は、地方農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。令和8年度の推計値は、令和7年度と令和8年度の交付金増減率により算出し、令和9年度及び令和10年度は令和8年度と同数とした。

(2) 担い手が利用する農地面積の推移

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
				(推計)	(推計)	(推計)
面積割合目標	80.0%	80.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%
面積割合実績	60.4%	61.5%	62.1%	62.7%	—	—

※ 農林水産省 経営局 農地政策課調べ。

※ 令和7年度～令和10年度の目標値については、担い手の農地集積率を2030年度に7割（食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定））とされたことから、同値とした。

※ 令和7年4月末時点で1,615市町村、18,894地区で策定されている地域計画により、担い手への集積面積の増加が見込まれるため、令和8年度の推計面積割合実績については、令和6年度から令和7年度の増加率から算出したが、令和9年度以降については、現時点で正確に算出することが困難のため—とした。

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

令和5年度から令和7年度に準備金制度を活用する経営体に限定せず幅広く実施したアンケートにより、準備金制度の具体的な効果について、準備金制度を活用していると回答した3,211経営体から5,642の回答を得た。なお、当該効果について、複数回答としているため、各選択肢の回答数の合計と回答経営体数は必ずしも一致しない。

適用年度分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
(1) 計画的な固定資産の取得ができる	1,476	74%	631	83%	343	75%
(2) 手元現金（キャッシュフロー）の増加や資金繰りの改善による経営強化ができる	804	40%	456	60%	294	64%
(3) 経営規模拡大に取り組むことができる	649	33%	351	46%	194	42%
活用経営体数	1,996		757		458	

アンケートについて、準備金制度の具体的な効果のうち「(1) 計画的な固定資産の取得ができる」又は「(3) 経営規模拡大に取り組むことができる」と回答した経営体は、本措置により計画的な取得が可能となったことから、これらの経営体において本措置が農用地等の取得に係る直接的誘因措置として機能していると言える。具体的には、令和5年度は67%、令和6年度は63%、令和7年度は59%の直接的な効果があったと見込まれる。

※令和5年度：2,125(1,476+649)/3,183 回答=67%

令和6年度：982(631+351)/1,553 回答=63%

令和7年度：537(343+194)/906 回答=59%

このため、本措置の直接的な効果を以下のとおり推計した。

【準備金による固定資産の取得】

各年度の達成率に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

令和8年度は、令和5年度から令和7年度の直接的な効果分の平均値として推計。令和9年度以降は令和8年度と同数の効果があるものと推計した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
農用地達成率	98%	101%	100%
うち直接的効果分	66%	64%	59%
農業用機械等達成率	99%	99%	100%
うち直接的効果分	66%	63%	59%

	令和 8 年度 (推計)	令和 9 年度 (推計)	令和 10 年度 (推計)
農用地達成率	100%	100%	100%
うち直接的効果分	63%	63%	63%
農業用機械等達成率	100%	100%	100%
うち直接的効果分	63%	63%	63%

【担い手が利用する農地面積】

各年度の本措置による農用地の取得面積に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
農用地取得面積	2, 229ha	2, 823ha	2, 390ha
うち直接的効果分	1, 488ha	1, 785ha	1, 417ha

	令和 8 年度 (推計)	令和 9 年度 (推計)	令和 10 年度 (推計)
農用地取得面積	2, 179ha	2, 179ha	2, 179ha
うち直接的効果分	1, 370ha	1, 370ha	1, 370ha

担い手への農地の集積・集約化は、本措置だけでなく、農地中間管理機構を通じた利用権設定など各種施策を総合的に講じることによって達成を目指すものである。本措置においても、令和 7 年度に農用地 2, 390ha のほか農業用機械等 6, 772 台の取得が行われており、規模拡大や生産性の向上を通じた農業経営の改善に相当程度の役割を果たしている。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む。)]

※ アンケートは準備金制度を活用する経営体に限定せず幅広く実施した。実施時期は、令和 5 年度は令和 6 年 3 月～令和 7 年 1 月、令和 6 年度は令和 7 年 1 月～令和 8 年 1 月、令和 7 年度は令和 8 年 1 月～8 月に実施。

※ 一部複数回答としているため、各選択肢の回答数の合計と全体の回答数の合計等は必ずしも一致しない。

《租税特別措置等が延長されなかった場合の影響》

(分析対象期間：令和 8 年度～令和 10 年度)

本措置の今後の活用計画（令和 7 年度末ベース）は、以下のとおり。

農用地等の取得計画 1, 623 億円

準備金積立残高 1, 072 億円

今後の積立等必要額 551 億円

※ 税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。

※ 「本措置の今後の活用計画（令和 7 年度末ベース）」とは、こ

				れまでに準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画等の残りの計画期間における農用地等の取得計画の合計値である。																																						
				担い手の経営の安定化のためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業用機械等の導入には多額の投資を要することから、その投資額を蓄積する必要があるが、本措置が延長されない場合には、その投資額の蓄積が進まず、経営規模の拡大が困難となる。 その結果、認定農業者等の農用地等の計画的な取得が進まず、担い手への農地利用の集積に甚大な支障が生じるものと推測される。 また、「令和7年度エビデンスを創出するための調査委託事業のうち効果分析の実施報告書（農林水産省）」によって、本措置を活用した認定農業者等には活用していない認定農業者等に比べ、10年間で3.37haの農業経営面積の拡大効果、13%の土地生産性向上（経営耕地面積当たりの売上高）の効果が得られた。この効果は、本措置活用者だけを用いた前後比較によるものではなく統計的手法を用いて比較対象を設定し、トレンドの影響や本措置以外の要因の影響を取り除いた政策効果（真水の効果）であり政策手段として機能しているものである。																																						
				《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —																																						
	⑤	税収減を是認する理由等	ある要件を満たした場合の農業経営基盤強化準備金の損金算入及び農用地等の取得による圧縮記帳が認められる場合、農用地又は農業用機械等への投資による減収額が14,659百万円となる（いずれも令和7年度）。 農用地への投資が4,888百万円、農業用機械等への投資が31,564百万円となり、農用地又は農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として40,098百万円となる。 生産誘発額の内訳 ・（直接効果）対象農用地・機械等の生産増加額23,996百万円 ・（間接効果）鉄鋼・非鉄・金属製品等で16,102百万円 単位：百万円 <table><tr><th colspan="2"></th><th>令和5年度 (実績)</th><th>令和6年度 (実績)</th><th>令和7年度 (見込)</th><th>令和8年度 (見込)</th><th>令和9年度 (見込)</th><th>令和10年度 (見込)</th></tr><tr><td rowspan="3">減収額</td><td>国 税</td><td>6,495</td><td>9,135</td><td>8,615</td><td>7,855</td><td>7,855</td><td>7,855</td></tr><tr><td>地方税</td><td>4,601</td><td>6,409</td><td>6,044</td><td>5,511</td><td>5,511</td><td>5,511</td></tr><tr><td>計</td><td>11,096</td><td>15,544</td><td>14,659</td><td>13,366</td><td>13,366</td><td>13,366</td></tr><tr><td colspan="2">波及効果 (総額)</td><td>28,695</td><td>31,027</td><td>40,098</td><td>36,560</td><td>36,560</td><td>36,560</td></tr></table>				令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	減収額	国 税	6,495	9,135	8,615	7,855	7,855	7,855	地方税	4,601	6,409	6,044	5,511	5,511	5,511	計	11,096	15,544	14,659	13,366	13,366	13,366	波及効果 (総額)		28,695	31,027	40,098	36,560	36,560	36,560
		令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)																																			
減収額	国 税	6,495	9,135	8,615	7,855	7,855	7,855																																			
	地方税	4,601	6,409	6,044	5,511	5,511	5,511																																			
	計	11,096	15,544	14,659	13,366	13,366	13,366																																			
波及効果 (総額)		28,695	31,027	40,098	36,560	36,560	36,560																																			

				※ 減収額の算出根拠は別添 1 参照 ※ 経済波及効果の算定には、「令和 2 年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（98 部門）を使用 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添 2 参照 減収額が 14,659 百万円となるが、農用地、農業用機械等への投資による波及効果は 40,098 百万円と減収額を上回るため、是認できると考えられる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、経営所得安定対策等の交付金を積み立て、農業経営改善計画等に定めた農用地等の取得に充てる場合、損金算入を認めること等により、計画的な農用地等の固定資産の導入のための投資を促すものである。条件を満たせば確実に活用可能であり、各年度の予算額の制約の中、当該経営に配分されるかが予見できない補助金と比較し、認定農業者等の農用地等の計画的かつ確実な取得を促す効果が高い。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	経営所得安定対策等の交付金は、その用途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。 一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画等に従って、農用地等の取得等に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。
		③	地方公共団体が協力する相当性	農業は、地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、本措置を活用し、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画等に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画等の目指す経営規模の拡大を実現することで、地域農業の振興や地域経済の活性化に効果がある。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			事前評価 令和 6 年 3 月～ 8 月（農水 01）

1. 減税見込額積算

(1)対象交付金増減率

対象交付金のR6年度予算額→R7年度予算額の増減率：(564,074百万円－598,117百万円)÷ 598,117百万円≒▲5.69％
対象交付金のR7年度予算額→R8年度予算額の増減率：(514,305百万円－564,074百万円)÷ 564,074百万円≒▲8.82％

(2)適用件数の算出

適用件数の算出 年間伸び率

	令和元年度	令和6年度	年間伸び率
適用件数計	5,105	6,363	4.50%
農業経営基盤強化準備金	2,977	3,940	5.77%
農用地等を取得した場合の課税の特例	2,128	2,423	2.63%

(3)法人税の適用総額・減税見込額の算出

R5年度	農業経営基盤強化準備金	247億円(R5年度適用総額)×15%(税率)＝37.1億円(減税額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	186億円(R5年度適用総額)×15%(税率)＝27.9億円(減税額)
R6年度	農業経営基盤強化準備金	386億円(R6年度適用総額)×15%(税率)＝57.9億円(減税額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	223億円(R6年度適用総額)×15%(税率)＝33.5億円(減税額)
R7年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	386億円(R6年度適用総額)×(100%+▲5.69%(交付金増減率))×15%(税率)＝54.6億円(減税額・見込)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	223億円(R6年度適用総額)×(100%+▲5.69%(交付金増減率))×15%(税率)＝31.5億円(減税額・見込)
R8年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	364億円(R7年度適用見込額)×(100%+▲8.82%(交付金増減率))×15%(税率)＝49.8億円(減税額・見込)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	210億円(R7年度適用見込額)×(100%+▲8.82%(交付金増減率))×15%(税率)＝28.8億円(減税額・見込)
R9年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	364億円(R7年度適用見込額)×(100%+▲8.82%(交付金増減率))×15%(税率)＝49.8億円(減税額・見込)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	210億円(R7年度適用見込額)×(100%+▲8.82%(交付金増減率))×15%(税率)＝28.8億円(減税額・見込)
R10年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	364億円(R7年度適用見込額)×(100%+▲8.82%(交付金増減率))×15%(税率)＝49.8億円(減税額・見込)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	210億円(R7年度適用見込額)×(100%+▲8.82%(交付金増減率))×15%(税率)＝28.8億円(減税額・見込)

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第217回・第221回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

2. 適用実績及び適用見込

(1)国税

区分		R5年度 (実績)	R6年度 (実績)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)	R9年度 (見込)	R10年度 (見込)
対象者数注1		22,000	22,865	23,558	24,272	24,272	24,272
適用件数(法人)注2	農業経営基盤強化準備金	3,001	3,940	4,167	4,407	4,407	4,407
	農用地等を取得した場合の課税の特例	2,193	2,423	2,487	2,552	2,552	2,552
適用総額(億円)注3	農業経営基盤強化準備金	247	386	364	332	332	332
	農用地等を取得した場合の課税の特例	186	223	210	192	192	192
減税見込額(億円)注4	農業経営基盤強化準備金	37.1	57.9	54.6	49.8	49.8	49.8
	農用地等を取得した場合の課税の特例	27.9	33.5	31.5	28.8	28.8	28.8

注1)対象者数は、農地所有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、R7年度以降は見込み値。

注2)R5年度及びR6年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第217回国会、第221回国会提出)」の適用件数を記載した。R7年度見込みはR6年度実績に1(2)で算出した年間伸び率を乗じて算出した。R8年度も同様の方法で算出し、R9年度及びR10年度はR8年度と同額とした。

注3)R5年度及びR6年度の適用総額は、「租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第217回国会、第221回国会提出)」の適用総額を記載した。R7年度見込みはR6年度実績に1(1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R8年度も同様の方法で算出し、R9年度及びR10年度はR8年度と同額とした。

注4)減税見込額については、注3の方法で算出した適用総額に法人税率(15%)を乗じて算出した。計算式は1(3)のとおり。

(2)地方税

区 分			R5年度 (実績)	R6年度 (実績)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)	R9年度 (見込)	R10年度 (見込)
対象者数注1			22,000	22,865	23,558	24,272	24,272	24,272
適用件数(法人)注2	農業経営基盤強化準備金		3,001	3,940	4,167	4,407	4,407	4,407
	農用地等を取得した場合の課税の特例		2,193	2,423	2,487	2,552	2,552	2,552
減税見込額(百万円)注3	農業経営基盤強化準備金	計	2,622	4,065	3,834	3,496	3,496	3,496
		道府県民税	57	90	84	77	77	77
		市町村民税	344	537	507	462	462	462
		事業税	1,621	2,510	2,367	2,158	2,158	2,158
		特別法人事業税	600	929	876	798	798	798
	農用地等を取得した場合の課税の特例	計	1,979	2,344	2,211	2,016	2,016	2,016
		道府県民税	43	52	49	44	44	44
		市町村民税	259	310	292	266	266	266
		事業税	1,224	1,447	1,365	1,244	1,244	1,244
		特別法人事業税	453	535	505	460	460	460

注1)対象者数は、農地所有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、R7年度以降は見込み値。

注2)R5年度及びR6年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第217回、第221回国会提出)」の適用件数を記載した。R7年度見込みはR6年度実績に1(2)で算出した年間伸び率を乗じて算出した。R8年度も同様の方法で算出し、R9年度及びR10年度はR8年度と同額とした。

注3)R5年度及びR6年度の減税見込額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第217回、第221回国会提出)」の影響額を記載した。R7年度見込みはR6年度実績に1(1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R8年度も同様の方法で算出し、R9年度及びR10年度はR8年度と同額とした。計算式は以下の通り。(農業経営基盤強化準備金の地方税計の計算式。その他の税目と農用地等を取得した場合の課税の特例も同様の方法で算出した。)

【農業経営基盤強化準備金】

R7見込＝4,065(R6実績)×(100－5.69)％＝3,834

R8見込＝3,834(R7見込)×(100－8.82)％＝3,496

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第217回国会、第221回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

○「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第217回国会、第221回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の影響額

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)
令和5年度	農業用機械 (21,331)	不動産 (4,550)
令和6年度	農業用機械 (22,581)	不動産 (5,324)
令和7年度	農業用機械 (31,564)	不動産 (4,888)
令和8年度	農業用機械 (28,779)	不動産 (4,457)
令和9年度	農業用機械 (28,779)	不動産 (4,457)
令和10年度	農業用機械 (28,779)	不動産 (4,457)